

令和7年度 長久手市総合教育会議 次第

日時 令和7年12月26日(金)

午前10時から

場所 長久手市役所北庁舎2階
会議室5

1 あいさつ

2 議題「(仮称)長久手市子ども条例の周知と啓発に向けた取組について」

(1) (仮称)長久手市子ども条例の制定に向けた取組の説明

(2) 周知・啓発にかかる学校領域・教育現場での取組や実践アイデアについて

3 その他

・業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について



あいさつ運動・ごみ拾い運動に取り組んでいます。

あたたかく美しいまちをつくりましょう！

(仮称) 長久手市子ども条例の制定に向けた取組

長久手市子ども部子ども政策課

令和 6 年度

<p>7/10 ~9/9</p>	<p>★子ども会議委員の募集 市内の小中学校、栄徳高等学校及び愛知県立長久手高等学校にて募集案内を配布。 ・対象者：小学 5 年生～高校生</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">子ども会議委員 (R7.12 月末時点) : 27 名 (小学生 2 名、中学生 16 名、高校生 9 名)</p>
<p>8/7</p>	<p>★子どもの権利に関する研修会 「子どもの権利と子どもの権利条例」について、関係者向けに研修会を開催 ・講師：愛知教育大学特別教授 大村 恵氏 ・場所：市役所西庁舎 3 階 研修室 ・参加者：83 名 (教育委員、教員、議員、市職員)</p>
<p>10/26 11/9</p>	<p>★シール投票アンケートの実施 じどうかんまつりの会場にて「子どもの権利」に関するシール投票を実施。 ・対象者：じどうかんまつり来館者 ・場所：北児童館、青少年児童センター ・参加件数：177 件 (北児童館 76 件、青少年児童センター 101 件)</p>
<p>12/1</p>	<p>★「子どもの権利」に関する市民向け勉強会を開催 ・テーマ：「子どもの権利」って何だろう？ (講師：愛知教育大学特別教授 大村 恵氏) ・内容：第一部 講演 第二部 市長と講師による対話 「子ども条例」制定への市長が思い、講師が関わった豊田市の事例等を交えて ・場所：文化の家 光のホール ・参加人数：78 名 (うち、子ども会議委員 18 名) ・その他：「子どもの権利について考えてみよう！」シール投票アンケートを実施。</p>
<p>第 1 回 3/28</p>	<p>★第 1 回子ども会議 ・テーマ：「子どもの権利 モヤッとさがし」 「大切な権利」「守られていないと思う権利」「守られていると思う権利」について、話し合い。 ○勉強会の振り返り ○子どもの権利すごろく ○子どもの権利について身近な場面で考えよう ・場所：市役所西庁舎 3 階 研修室 ・参加人数：子ども会議委員 20 名 アドバイザー 2 名 (愛知教育大学特別教授 大村 恵氏、愛知県立大学教育福祉学部准教授 村田 一昭氏) ファシリテーター 7 名 (愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科大学生)</p>

令和7年度

5/10	<p>★こども会議委員による「絵本の読み聞かせ」 中央図書館のおはなし会の活動に、こども会議委員4名が参加し、「こどもの権利」に関連する絵本の読み聞かせを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：中央図書館2階 AVルーム ・参加人数：51名（大人34名、こども17名）
5/7 ~6/30	<p>★こどもWEBアンケート 市内在住のこどもに対し、「生活」や「気持ち」に関するWEBアンケートを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布数：1,407名 ※小学5年生全児童（726名）、中学2年生全生徒（681名） ※学校の協力により、児童生徒タブレットの活用により実施。 ・回収数：1,139件（回収率80.9%） ※小学5年生：510名（70.2%）、中学2年生：629名（92.3%）
6月 ~7月	<p>★こどもの意識に関するヒアリング 普段抱えている悩みやこどもの意見反映、こどもの権利等について、市内の様々な施設に出向き、ヒアリングを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：77名 市内児童養護施設のこども 12名 日本語教室のこども 5名 スクールソーシャルワーカーや児童クラブスタッフ等の大人 60名
7月	<p>★小学校への周知 令和7年5月に実施したこども会議委員による「絵本の読み聞かせ」の様子を放映。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：市内の全ての小学校（児童約4,400名）
7/22 ~7/24	<p>★こどもインタビューin 児童館 こども会議委員（のべ10名）が、児童館に遊びに来ているこども達に、「自分のやりたいことを応援してもらえる？」「落ち着く場所はどこ？」「安心できる場所はどこ？」等、「こどもの権利」に関するインタビューを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日及び場所：7/22 北児童館、西児童クラブ 7/23 上郷児童館、青少年児童センター 7/24 市が洞児童館、南児童館 ・インタビュー人数：約130名
7月	<p>★「こどもの権利」モヤッとさがしin 児童館 『「こどもの権利」モヤッとさがしポスター』を児童館に掲示し、「こどもの権利」に関する「モヤッと」することについて、付箋に書いてもらい、こども及び大人から意見を募集。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見数：約280件
7/17	<p>★第1回子ども・子育て会議 こどもの権利について、大人たちが「大切にすべきこと」「できること」は何かについて話し合い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：市役所会議室棟2階 H会議室 ・出席委員数：11名 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【子ども・子育て会議】 学識を有するもの、こどもの保護者、民生委員、子育て支援の市民団体、中学校の校長など、こどもに関わる有識者で構成する、市の附属機関の会議体。</p> </div>

8/7	<p>★こどもの権利に関する研修会 「こどもの意見表明」について、関係者向けに研修会を開催 ・講師：愛知教育大学特別教授 大村 恵氏。 ・場所：市役所 保健センター3階 会議室 ・参加者：61名（教育委員、教員、議員、人権擁護委員、市職員）</p>
第2回 8/20	<p>★第2回こども会議 ・テーマ：「条例の前文・ホネグミづくり」 第1回こども会議の結果に加え、児童館などで集めた他のこども達の様々な意見もふまえながら、条例の「前文」「ホネグミ」について話し合い。 ○第1回を振り返り、条例の「ホネグミ」を考えよう ○条文の前文のアイデアを出そう！ ・場所：市役所西庁舎3階 研修室 ・参加人数：こども会議委員 18名 アドバイザー 2名（愛知教育大学特別教授 大村 恵氏、愛知県立大学教育福祉学部准教授 村田 一昭氏 ファシリテーター 4名（愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科大学生）</p>
8/28	<p>★ミニこども会議① 第2回こども会議で話し合った前文のキーワードを踏まえ、さらに「前文」について考えたいと思うこども会議委員が集まり話し合い。 ・テーマ：「前文についてもっと考えよう！」 ・場所：市役所西庁舎3階 学習室1 ・参加人数：こども会議委員 6名 ファシリテーター 2名（愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科大学生）</p>
10/5	<p>★ミニこども会議② 市民説明会に向けて、みんなに聞いてもらうための工夫について話し合い。 ・テーマ：「市民への説明会について考えよう！」 ・場所：市役所西庁舎3階 学習室1 ・参加人数：こども会議委員 4名</p>
10/29	<p>★第2回子ども・子育て会議 これまでのこども会議で話し合った「前文」や「ホネグミ」をまとめた「(仮称)長久手市こども条例の骨子(案)」について意見聴取。 ・場所：市役所会議室棟2階 H会議室 ・出席委員数：10名</p>
11月	<p>★小中学校への周知 こども会議委員の活動の様子の動画を小中学校で放映。 ・対象：市内の全ての小中学校（約6,500名 内訳 児童約4,400人 生徒約2,100名）</p>
第3回 12/7	<p>★第3回こども会議 ・テーマ「条例について、もっと考えよう」 第2回こども会議で考えた、(仮称)長久手市こども条例の「前文」と「ホネグミ」について、さらに考えを深めるため、話し合い。 ○条例の前文とホネグミについて考えよう！ ○市民説明会の発表にそなえよう！ など ・場所：市役所西庁舎3階 研修室 ・参加人数：こども会議委員 11名 アドバイザー 2名（愛知教育大学特別教授 大村 恵氏、愛知県立大学教育福祉学部准教授 村田 一昭氏 ファシリテーター 5名（愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科大学生）</p>

今後の予定 ※予定のため変更になる場合があります。

令和8年 1/24	市民説明会（中間報告） こども会議委員が中心となり、これまでの取組や（仮称）こども条例の骨子（案）について中間報告を行う。 ・場所：市役所西庁舎3階 研修室
3/12	第3回子ども・子育て会議 「（仮称）長久手市こども条例の素案（案）」について意見聴取。
第4回 3/25	第4回こども会議 ・テーマ：「条例の啓発について、考えよう」
4月～ 5月	パブリックコメントの実施
9月	「（仮称）長久手市こども条例（案）」の議会提出

(仮称) 長久手市子ども条例 骨子 (案)

【子どもにとって大切な権利】

- ①安心と安全が守られる権利
- ②自分らしく生き、自分で決められる権利
- ③様々な経験をして豊かに育つ権利
- ④休み、元気を取り戻す権利
- ⑤社会活動に参加する権利、意見を言う権利
- ⑥差別されず、個別の事情に応じた支援を受ける権利
- ⑦子どもの役割と責任

【子どもの権利を保障するための大人の役割】

- ⑧保護者の役割
- ⑨学校等施設関係者の役割
- ⑩市民の役割

【子どもの権利を保障するための市の施策の推進】

- ⑪普及啓発と権利学習
- ⑫子どもに関わる人への支援
- ⑬援助を必要とする子どもや家庭への支援
- ⑭有害・危険な環境からの保護
- ⑮相談体制の充実
- ⑯子どもの権利の侵害からの救済
- ⑰子どもの居場所の充実
- ⑱子どもの意見表明や参加の促進

【子どもに関する施策の推進と検証】

- ⑲計画および検証
- ⑳関係機関との連携



まちだしこ じょうれい
町田市子どもにやさしいまち条例

そのままのあなたを応援するよ
ほか だれ 他^{ほかに}の誰でもない、かけがえのない存在^{そんざい}であるあなたが
よく食べ、よく遊び、よく学びながら成長^{せいちよう}できるように
あなたの声に耳を傾けるよ

おとな 大人^{おとな}がこのことをちゃんと守れるように、
まちだし 町田市^{まちだし}はこの条例^{じょうれい}をつくりました



4つの「子どもの権利」

「子どもの権利」とは、子どもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長するために特に大事にする必要があるもののことです。

「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）」には、子どもにとって大事な4つの権利と、その権利を守るために大人がすることが書いてあります。

大人は、子どもが幸せに暮らせるように、「子どもの権利」を守るよ。
 子ども自身が「子どもの権利」を理解し、自分の権利も他人の権利も大切に作る人間に成長できるように手助けするよ。



「子どもの権利」ってなあに？

<p>1 4つの「子どもの権利」ってなあに？</p>	<p>2 生きる権利 育てる権利</p>
<p>3 守られる権利 参加する権利</p>	<p>4 大人は、みんなの大切な「子どもの権利」を守っていくよ</p>

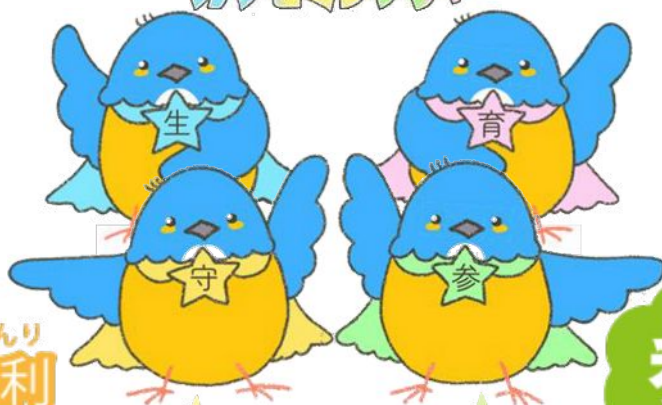
- ご飯が食べられるとか、寝る場所があるとか、病院に行けるとかみたいに、**安心して暮らせる**ことだよ。
- 暴力みたいな嫌な思いをせずに、大切にされながら育てられることだよ。

- 遊び、学び、休息、芸術、スポーツ！
色々経験しながら**自分らしく成長**しよう。
- うまくいなくても、何度でも挑戦していいし、悩んだら相談もできるよ。

生きる権利

育つ権利

“子どもの味方”
カワセミレゾナ



守られる権利

参加する権利

- 本当は大事にされなければいけない権利が、暴力、いじめ、虐待、差別みたいに、守られないこともあるんだ。
- そんなときは、**まこちゃんダイヤル**に相談しよう。みんなで助けに行くよ。

- 自分に関わることについて、**意見が言えて、意見が大事にされる**よ。
- 一人で意見を言ってもいいし、仲間をつくって、みんなで意見を伝えることもできるよ。

おとな 大人がすること

- ★ 「子どもの権利」をよく知って、理解して、守っていく行動をする
- ★ 「子どもの権利」を守るために、子どもの声をよく聴いて、
子どもにとって何が一番いいのか、何が自分のできるかを考えて、行動する



まちだし めざ こ 町田市が目指す「子どもにやさしいまち」

おとなはみんなできょうりよく「子どもの権利」を守ります。



子どもが安心して過ごせる
いろんな居場所

こ せんようそうだん 子ども専用相談ダイヤル「まこちゃんダイヤル」

18歳までの子ども専用ダイヤルです。困っていること、悩んでいること、なんでも相談できます。

ここに いるよ
☎0120-552-164

相談時間: 月曜日～金曜日(祝休日・年末年始除く) 8:30～17:00



まちだしこ かいだいせん
町田市子ども家庭支援センターの
ロゴマーク「まこちゃん」

発行 2024年1月 町田市
問合せ 町田市 子ども生活部 子ども総務課

TEL 042-724-2876 / FAX 050-3101-8377

この冊子は2,000部作成し、1部あたりの単価は35円です(職員人件費を含みます)。

あかるいみらい



「子どものけんり」って？
子どものけんりとは、子どもたちが元気にせいちょうしていくために、大切なものです。

ねん 年 くみ 組 なまえ 名前

はじめに…
みなさんは、「子どものけんり」を知っていますか？
子どものけんりは、子どもがしあわせに生き、そだっていくために、なくてはならないものです。
みなさんの学校がある松本市には、「子どもの権利に関する条例」というルールがあり、子どものけんりを大切にしています。
子どものけんりについて、いっしょに考えてみましょう！

毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

「子どものけんり」がどんなものか、わかったでしょうか？
あなたに「けんり」があるように、まわりの人にも「けんり」があります！
あなたのことも、まわりの人のことも、たいせつにしましょう。
もし、あなたの「けんり」がたいせつにされていないと思ったら、まわりのおとなや友だち、「こころのすず」にお話ししてみましょう。

こころのすず(そうだん室)

あなたが、かなしいとき、こまったとき、だれかに話を聞いてほしいときは、「こころのすず」にお話ししてください。

- いつ? 月～木・土曜日 午後1時から午後6時
 金曜日 午後1時から午後8時
- どうやって? でんわ 0120-200-195 (むりょう)
- メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
- あいに行く まつもとしやくしよおおてじむしよ2かい



令和6年度 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」 ステップ1
令和6年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会
編集 松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校教育課学校支援室
問い合わせ 松本市こども部こども育成課 こども政策担当
住所：〒390-8620 松本市丸の内3-7
電話：0263-34-3291 ファックス：0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、松本市の子どもたちがかんがえました。



まつもとしこ けんり かん じょうれい
松本市子どもの権利に関する条例について
 いっしょにかんがえてみよう!!

まつもとしこ けんり かん じょうれい
 「松本市子どもの権利に関する条例」では、つぎの4つの子どものけんりを大切にしています。

ちから そだ
①じぶんの力で育つけんり

べんきょうなどじぶんの力でできるよう、わからないことは、おしえてもらうことができます。



あんしん い
②安心して生きるけんり

いじわるしたり、されたりしないで、みんなとなかよくすることができます。



い
③じぶんらしく生きるけんり

じぶんの思いや考えを受けとめてもらえ、じぶんらしく生きることができます。



しゃかい さんか
④社会に参加するけんり

がっこう 学校やちいきのことに ついて、じぶんの考えを言ったり、参加したりすることができます。



つぎの1~4は、「子どものけんり」が大切にされているでしょうか?
 大切にされていると思ったら○を、大切にされていないと思ったら△をつけてみましょう。
 また、どうしてそう思ったのか、友だちと話し合ってみましょう。

かんが
 えて
 みよう!

1

てつぼうで、さかあがりをれんしゅうしているが、だれもおしえてくれない。



こた
 答え

2

とも 友だちといっしょにあそびたいのに、仲間に入れてもらえない。



こた
 答え

3

おお 大きくなったらやりたいことを、家族や友だちがおうえんしてくれる。



こた
 答え

4

とも 友だちをさそって、地区のおまつりにさんかしました。



こた
 答え

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、**教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け**、**主務教諭の職の新設**、**教職調整額の基準となる額の引上げ**、**義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。**

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

概 要

◆学校における働き方改革の一層の推進

- ・教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（**業務量管理・健康確保措置実施計画**。以下「計画」という。）の**策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。**
- ・計画の内容及び実施状況について、**総合教育会議への報告を義務付ける。**

業務量管理・健康確保措置実施計画について

施行日

令和8年4月1日

計画期間

計画期間を1年更新とするのか、3～5年程度に設定するのかは教育委員会で判断する。

目 標

国：令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を**平均30時間程度**に削減することを目標

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

<本ひな型について>

- 改正給特法により、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という）に即して業務量管理・健康確保措置実施計画（次頁以降「計画」という）を策定することとされています。
- 本ひな型は、教育委員会における計画の策定に当たって、地域の実情に応じた実効性のある計画策定を支援する観点から、策定にかかる事務負担の軽減にも資するよう、一つの参考例として作成したものです（あくまで例であり、本ひな型通りに作成しなければならないということではありません）。
- なお、既に学校における働き方改革等に関するアクション・プラン等、既存のものがある教育委員会においては、その内容が指針に即しているかを確認の上、必要に応じて修正・追記等すればよく、必ずしも本ひな型と同様の形にする必要はありません。

○市／町／村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画（例）

計画の名称を「業務量管理・健康確保措置実施計画」とする必要は必ずしもありませんが、給特法第8条に基づくものであることが明確になっていることが望ましいと考えられます。

令和8年〇月

○市／町／村教育委員会

複数の教育委員会において、共同して策定することも可能ですが、各教育委員会が自らサービスを監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があります。

目 次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 4
3. 計画の期間 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 9

1. 計画の趣旨、現状

☑本計画の趣旨を簡潔に記載

☑所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の現状や課題を記載してください。

(例)

(1) 計画の趣旨

▪ 「学校における働き方改革」は自治体として目指す教育を実現するために必要であることや、「計画」をどのように子供たちへのより良い教育につなげるのかなどについて、自治体の「教育振興基本計画」等を踏まえ、簡潔に記載することが考えられます。

(2) 本市(町/村)の現状

○ 本市(町/村)では、××年×月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「●市(町/村)立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市(町/村)における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月●時間	●%	●%
中学校	月●時間	●%	●%

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が●%と多くなっている。●や●などの業務の負担感が大きくなっており、●を凶ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

▪ 時間外在校等時間の状況を踏まえ、自治体として認識している主な課題について記載することが考えられます。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標を設定してください。（１）の目標については必ず設定し、（２）については可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

☑（１）時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（１箇月時間外在校等時間：45時間、１年間時間外在校等時間：360時間）の範囲内とするための数値目標を設定することが必要です。

☑（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定してください。

※以下は例であり、数値目標の水準については、各自治体の実情に応じて設定することが重要です。

（例）

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（１）時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を●日以上にする【●日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を●%まで減少させる【●%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を●以下とする【●】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

・こうした目標に対しては、例えば、以下を活用することによりその状況を把握していくことが考えられます。

- ストレスチェックにおける仕事に対する満足度
- 教育委員会が独自に実施している教職員アンケート等で、働きがい等に関する質問項目（例えば、「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」）への肯定的な回答の割合

3. 計画の期間

※計画の期間を定める際、国においては、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしていることを念頭においた上で設定してください。

※具体的な計画期間は各自治体の実情に応じて定めることとなりますが、例えば目標の達成期間を3～5年程度に設定する場合であっても、年度ごとに実現すべき取組内容や達成目標を明らかにするなど、当該計画の実施によって、学校における働き方改革が着実に進展していることを関係者が実感できるものとなっていることが重要です。その場合、年度計画として各年度の取組内容を整理し、1年ごとに更新していくことも可能です。

(例)

令和8年度～令和〇年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

☑業務量管理・健康確保措置の内容として、指針の第2章第3節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な取組事項を記載してください。

☑第2章第3節(2)で掲げる「業務の3分類」について、①～⑱のうち、優先的／重点的に取り組む業務を列挙し、それぞれ具体に取り組む事項を記載してください。

※特に「学校以外が担うべき業務」や「教師以外が積極的に参画すべき業務」は、教育委員会等による主体的な取組を通じて、首長部局や地域が協力・参画することが期待されるものです。学校運営協議会等において、地域・保護者の合意又は理解を得ることを目指し、取組の方向性について具体的に計画に盛り込むことが重要です。

※地域や学校の状況等を踏まえ、①～⑱以外の業務を記載することも有効です。

※以下は例であり、具体的な取組事項は、各地域の実情に応じて決めることが重要です。

(例)

○本市(町／村)では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。●などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、●が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、●年度予算を目途に公会計化を実施する。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ ●年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市（町／村）から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・ 学校事務体制の強化のため、●年度中に共同学校事務室を整備する。
- ◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・ 学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において●年度中に外部委託を行う。
- ◆ 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・ ●年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、●年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
 - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を●%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年●回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
 - ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、●や●などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、●%から●%にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を●年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・●年度中に、学校における定時退校日を月●回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に●日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について●年度中に検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

☑計画の実効性を確保するため、今後のフォローアップに関する事項や、関連する取組について記載してください。

(例)

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市(町/村)内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、●市(町/村)のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・ このほか、各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認することや、具体的措置の取組状況などについて、市(町/村)内の定例会議の場などで報告することも考えられます。

- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・ このほか、教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などについて、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組むことなどを、数値目標と共に記載することが考えられます。

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市(町/村)で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市(町/村)で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市（町／村）における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

▪ 具体的な取組として、例えば、首長と教育委員会と地域・保護者の団体等と関係者が合同でメッセージや具体的な取組内容を発信することなども考えられます。

長久手市教育大綱

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、市長が教育委員会との協議・調整の場である総合教育会議を設置し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を定めることとなりました。

本市は当分の間、人口が増加すると予測しているものの、その後は超高齢、人口減少社会が到来します。この新しい時代に対応するには、多様な価値観を認め合い、誰もが幸せに感じる社会を築いていけるよう、まちづくりの当事者となる人材を育てていく必要があることから、教育大綱を定めます。

教育理念

人間力を育み いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち 成長できる人づくり
～自然共生・地域共存・多様性尊重～

教育方針

現代社会は、物質的な豊かさや快適さを追い求めてきました。その過程において、地域や家庭の絆、つながりが希薄化し、いじめや引きこもり、虐待など様々な社会のひずみは、さらに深刻化してきました。私たちは今、これまでの価値観を見直す時期に来ています。

そこで、人が人らしくあるために不可欠な次の3つの方針を、教育のあり方を考える上での根本に据えて、人づくりに取り組んでいきます。

- 1 自然の大切さ、命の尊さを学び、自然と共生する
- 2 地域で家庭や学校を支え、関わり合いながら、向上心をもって、ともに成長する
- 3 多様な人々の存在や価値観を認め合い、まざって暮らす

教育理念に掲げる人づくりについて

◆ 人として大切なことを備えた人格の形成

家族や友人、職場、地域などとの関係において、「あいさつをすること」「人の話を聞くこと」「ありがとうと感謝の気持ちを伝えること」「思いやりの気持ちを持つこと」が人として大切なことです。

人が社会の一員として自立して成長していくには、公共心を持って主体的思考のできる人材を育成することが必要です。

◆ 健やかさの形成・増進・保持

健康は、人が自分らしく生きていく上での土台となるものであり、様々な活動を行い、能力を発揮するために必要不可欠なものです。成長・発達過程に健全な心身を形成することはもとより大切ですが、のみならず、生涯を通じての心身の健康づくりを進めます。

◆ 役割・居場所のある生きがいつづくりの推進

人が幸せに暮らすためには、「人に愛されること」「人に褒められること」「人の役にたつこと」「人から必要とされること」が必要です。誰もが排除されることなく存在を認められ、夢や生きがいを持って自己実現を図ることができるような教育を進めます。

◆ 生涯を通じて、成長できる環境の醸成

人は、環境さえ整えば、いくつになっても、学び、成長することができます。たとえうまくいかなかった場合でも、いつでも、何度でもやり直すチャンスが保証されれば、きっといつかは成就する、そのような可能性に満ちあふれた教育環境の醸成を進めます。

3つの教育方針について

1 自然の大切さ、命の尊さを学び、自然と共生する

人は自然の一環であり、自然から様々な恵みを享受して生存するとともに、自然から様々な叡智を得て、社会の営みを築いてきました。

しかし、今、自然との触れ合いが減少し、自然に反した生活局面も多くなってきており、欧米では心身に支障をきたす“自然欠乏症候群”を危惧する動きもあります。自然の大切さ、命の尊さを学び、自然との共生を図ることが必要です。

2 地域で家庭や学校を支え、関わり合いながら、向上心をもって、ともに成長する

人は他者の支えなしには生きられない社会的な存在です。血縁、地縁、知縁の3つの絆がある中で、都市化や情報化の進展に伴い、居心地の良い“知縁”が重視される一方で、関係づくりが煩わしい“地縁”の希薄化・弱体化が進んできています。家庭も核家族化、少子化が進み、機能が低下しています。

しかし、人の暮らしは生活基盤となる地域を離れては成り立たず、直接的な支えが必要なときには、遠く離れた知縁・血縁では支えになりません。行政サービスでカバーできる範囲にも限界があり、地域の絆が不可欠です。学校も同様です。安心安全で楽しく充実した時を過ごせる住みよい地域は、そこに暮らす住民どうしで形成していく必要があります。

また、地域に暮らしている多世代が互いに交流することで、核家族化、少子化が進んだ家庭では担うことができない、先人が培ってきた知恵、風習、文化の伝承だけでなく、生命の誕生や人生の最期を見守ることや、互いを敬う心、愛おしく思う心を育みます。

人が学び、育つ環境は、こうした地域での暮らしの中にあり、地域との共存は、教育面でも家庭や学校では担えない重要な機能を果たします。

3 多様な人々の存在や価値観を認め合い、まざって暮らす

一人ひとりが大切にされる社会は、自分と違う他者の存在を認めあうことで成り立ちます。また、多様な人が交わり、多様な力が組み合わせることで、補完・支え合いの関係や新たな発見、価値の創造が可能になります。

また、画一的な価値観にとらわれない視野の広いものの見方が、学校にも地域にも家庭にも存在すれば、すべての人は、自ずと相手を寛大に受け入れ、また、自分が受け入れられたことにより、必要とされていることを実感することができます。